

○湖北環境衛生組合建設工事等請負業者選考委員会規程

〔令和4年3月28日〕
訓令第5号

(設置)

第1条 湖北環境衛生組合が発注する建設工事等の請負契約で、指名競争入札による請負業者を選定するため、湖北環境衛生組合建設工事等請負業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 選考委員会の委員は、次に掲げる職にある者を充てる。

(1) 副管理者

(2) 事務局長

2 副管理者が都合により出席できないときは、その属する団体の副市長が代わって委員として出席することができる。

3 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副管理者の中から互選し、副委員長には事務局長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、選定を行うため必要があると認めるときは、関係職員を選考委員会に出席させ、その説明を求め又は関係書類を提出させることができる。

4 選考委員会の会議は、非公開とする。

(持ち回り審議)

第4条 委員長が急を要すると認めたときは、持ち回り審議により委員の過半数の同意をもって選考委員会の審議に代えることができる。

(報告)

第5条 選考委員会は、選定の結果を管理者に速やかに報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 何人も、選考委員会の会議内容その他選考委員会の業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は，令和4年4月1日から施行する。
(湖北環境衛生組合建設工事等請負業者指名委員会規程の廃止)
- 2 湖北環境衛生組合建設工事等請負業者指名委員会規程(平成14年訓令第1号)は，廃止する。